

第8回 (定例) 豊岡市農業委員会総会 (定例会) 会議録

平成30年11月26日(月)

(豊岡市役所5階会議室)

午後1時30分開会

議事日程

諸報告

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
番 委員
番 委員
- 日程第2 会期の決定について
月 日 日間
- 日程第3 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 報告第13号 農地法第5条第1項ただし書き(第1号)の規定による届出書受理について
- 日程第5 第46号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第47号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第48号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第8 第49号議案 農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について
- 日程第9 第50号議案 農用地利用集積計画の決定について

出席委員 (18名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 宮岡正則 | 2番 | 加悦富美恵 |
| 3番 | 高尾利美 | 4番 | 原清美 |
| 5番 | 蜂須賀久人 | 6番 | 井谷勝彦 |
| 7番 | 田中直喜 | 8番 | 上坂光広 |
| 9番 | 水嶋義彦 | 11番 | 宮口豊 |
| 12番 | 北垣裕次 | 13番 | 齋藤善久 |
| 14番 | 石橋重利 | 15番 | 尾口正信 |
| 16番 | 永井辰正 | 17番 | 村田憲夫 |
| 18番 | 大原博幸 | 19番 | 森井脩 |

欠席委員 (1名)

- 10番 西沢泰裕

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局次長…橋 本 明 宏 農業委員会事務局主幹兼係長…古 谷 明 仁

農業委員会事務局主査…西 田 弥

午後1時30分開会

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。今もありましたように風邪が流行っているようですが、朝晩の気温差がすごいのと、日に日に気温差が大きいということが体調を崩しやすい気候になっているようです。それでも兵庫県北部の週間天気予報はずっと晴マークが、曇りもついておりますがやっとなんなふうなことに。今までは傘マークがついていて心配していたんですが、そんな気候になってまいりました。今もありましたように先週は15日、16日ですか研修、大変ご苦労さまでした。それぞれ研修で受け止めた方、それぞれあろうかと思いますが、私は松江市の農業委員会の研修で、地域部会が地域の関係者、また関係機関を含めて、それも農業委員会が主導して地域の問題を考え、諸課題の解決に取り組んでいくという形ができています。まだ1年ぐらいですのので1回、2回の部会だったようですが、そういう行政当局、例えば農林水産課ということではなしに、農業委員会がそういった地域の関係機関や関係者を巻き込んで地域の農地の問題、農業の問題に取り組んでいくのは素晴らしいことだなと感じました。当地の農業委員会でも今後の活動のあり方として参考にしていけることがあればなど、こんな感想を持ったところでございます。

本日は第8回の総会でございます。慎重な議論をいただきまして結論が出ますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。

欠席の通告がきています。10番 西沢泰裕委員の欠席の通告を受けております。

行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

齋藤委員。

○13番（齋藤 善久） 11月8日に姫路市、22日に鳴門市の視察を受け入れられた

んですけども、どのような理由で視察に来られて、対応がどうだったのかということ
を差し支えなければお知らせ願いたいと思います。

○議長（森井 脩） 事務局、お願いします。

○事務局（橋本 明宏） まず11月8日の姫路市ですけども、市の人口規模は違うん
ですが、農業の状況としましては農地の面積も豊岡市と姫路市と非常に似ているとい
うことで、また水稻中心の農業ということで、どういった農業をされて、農業委員さん、推
進委員さんがどんな活躍をされているのかを意見交換をしたいということで依頼がござい
まして、視察受け入れとなっておりますが、主に意見交換が主ということでおみえになら
れました。それから、鳴門市の方なんですけど、こちらの方は農業の状況がまったく違う、
水稻がほとんどないという状況でございましたが、兵庫県の農業会議経由でどこかいいと
ころはないだろうかということで豊岡を推薦されたというところでお越しになりました。
そういった経緯でございます。

○議長（森井 脩） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は18名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第8回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件6件、許可申請案件18件、証明案件16件、
届出書受理案件2件、協議案件1件、合計43件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

1番 宮岡正則 委員

2番 加悦富美恵 委員

以上の委員にお願いします。

会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第8回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって第8回総会 (定例会) は、本日11月26日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長 (森井 脩) 日程第3、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

農地法第5条第1項ただし書き (第1号) の規定による届出書受理について

○議長 (森井 脩) 日程第4、報告第13号「農地法第5条第1項ただし書き (第1号) の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第13号「農地法第5条第1項ただし書き (第1号) の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

第46号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長 (森井 脩) 付議事項に入ります。日程第5、第46号議案「農地法第3条

の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。現地調査員を代表して、4番 原委員、お願いします。

○現地調査員（原 清美） さる13日に蜂須賀委員と事務局の方2人とで行ってまいりました。ただ今事務局の説明のとおりでございます。補足はございません。ただ、43番は本当にできるんだろうかというはてなのマークが付くくらい雑草で被われていました。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第46号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第47号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第6、第47号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、4番 原委員、お願いします。

○現地調査員（原 清美） 同じく13日に行ってまいりました。特に事務局の説明どおりでございます。問題はございません。75番の太陽光発電設備が、太陽光の日光を受ける角度が住宅にかかるかどうかというようなことを心配しておられるようですが、角度的に問題はないように見受けられました。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第47号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第48号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（森井 脩） 日程第7、第48号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、3番 高尾委員、お願いします。

○現地調査員（高尾 利美） 去る12日に1番、宮岡委員と事務局の方2名で非農地証明の現地確認に行ってきました。事務局の説明のとおり、いずれの案件も20年を超えており、特に問題ないと思います。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第48号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第49号議案、農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長 (森井 脩) 日程第8、第49号議案「農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、4番 原委員、お願いします。

○現地調査員 (原 清美) 事務局の説明どおりで特に問題はございません。以上です。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第49号議案「農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は、原案のとおり可決されました。

受理書を発行します。

第50号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長 (森井 脩) 日程第9、第50号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第50号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

閉会

○議長 (森井 脩) お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、平成30年度第8回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時10分閉会